

当院は厚生労働省が定める以下の施設基準に適合しております。

(1) 基本診療料の施設基準

明細書発行体制等加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。

医療情報取得加算/医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療 DX にかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

(2) 特掲診療料の施設基準

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 1 200 点
再診料	75 点	
明細書発行体制等加算	1 点	

・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：三牧 真次郎（平成14年から眼科診療）

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

外来・在宅ベースアップ評価料 I

令和7年4月1日 現在

保険指定等

保険医療機関

生活保護法指定医療機関

原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関

指定小児慢性特定疾病医療機関

難病法指定医療機関

難病法 難病指定医 配置

身体障害者福祉法指定医 配置

保険外負担に関するご案内

当院では以下の文書料等について、実費のご負担をお願いしております。

- ・ 診断書 3,300円
(当院書式)
- ・ 診断書 5,500円
(生命保険、身体障害者 手帳申請・年金申請、
その他これらに類する書類)

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。

令和7年5月1日現在

当院は患者さまの個人情報保護に全力で取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長

当院における個人情報の利用目的

● 医療提供

当院での医療サービスの提供
他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
他の医療機関等からの照会への回答
患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
検体検査業務の委託その他の業務委託
ご家族等への病状説明
その他、患者さまへの医療提供に関する利用

● 診療費請求のための事務

当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
審査支払機関へのレセプトの提出
審査支払機関又は保険者からの照会への回答
公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

● 当院の管理運営業務

会計・経理
医療事故等の報告
当該患者さまの医療サービスの向上
入退院等の病棟管理
その他、当院の管理運営業務に関する利用

● 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

● 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

● 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

● 当院内において行われる医療実習への協力

● 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

● 外部監査機関への情報提供

- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。